

財務省告示第二百九十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定する。

平成二十年十月一日

財務大臣 中川 昭一

京浜港千鳥町地区指定保税地域

一 土地

水路測量標一〇八（千鳥町）（北緯三五度三〇分四三秒、東経一三九度四五分三三秒）を起点とし、同起点から一一一度五七分一八秒の方向へ引いた線上一〇四・八八五メートルの地点、同地点から一五一度五八分四七秒の方向へ引いた線上一七一・七七六メートルの地点、同地点から一六二度五八分四七秒の方向へ引いた線上一〇・〇〇〇メートルの地点、同地点から一五一度五八分四七秒の方向へ引いた線上一八・〇〇〇メートルの地点、同地点から一五〇度〇七

分四四秒の方向へ引いた線上五・〇七〇メートルの地点、同地点から二五一度五八分四七秒の方向へ引いた線上一五二・八三一メートルの地点、同地点から二〇七度五八分四七秒の方向へ引いた線上一一・〇三一メートルの地点、同地点から二五一度五八分四七秒の方向へ引いた線上一七・〇〇〇メートルの地点、同地点から二九七度五一分三八秒の方向へ引いた線上一三・六五七メートルの地点、同地点から二六三度五九分五二秒の方向へ引いた線上九・〇七六メートルの地点、同地点から二六五度四一分〇六秒の方向へ引いた線上四・九八〇メートルの地点、同地点から二六七度二二分三八秒の方向へ引いた線上四・九八二メートルの地点、同地点から二六九度〇四分〇一秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二七〇度四五分五九秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二七一度二七分二九秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二七四度〇九分二九秒の方向へ引いた線上四・九八〇メートルの地点、同地点から二七五度五〇分五七秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二七七度三二分一二秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二七九度一四分二二秒の方向へ引いた線上四・九八〇メートルの

地点、同地点から二八〇度五五分五一秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二八二度三七分三一秒の方向へ引いた線上四・九八〇メートルの地点、同地点から二八四度一八分三一秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二八六度〇一分〇七秒の方向へ引いた線上四・九八〇メートルの地点、同地点から二八七度四一分四三秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二八九度二三分一三秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二九一度〇六分一一秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二九二度四六分五二秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二九四度二九分一三秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二九六度一〇分二五秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二九七度五一分五九秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から二九九度三四分〇三秒の方向へ引いた線上四・九八一メートルの地点、同地点から三〇一度一五分一四秒の方向へ引いた線上四・九八〇メートルの地点、同地点から三〇二度五七分〇五秒の方向へ引いた線上四・九八〇メートルの地点、同地点から三〇四度三八分三八秒の方向へ引いた線上四

・九ハ一メートルの地点、同地点から三〇六度二〇分三七秒の方向へ引いた線上四・九ハ一メートルの地点、同地点から三〇八度〇一分三一秒の方向へ引いた線四・九ハ一メートルの地点、同地点から三〇九度四三分三〇秒の方向へ引いた線四・九ハ一メートルの地点、同地点から三一度二五分二九秒の方向へ引いた線四・九ハ一メートルの地点、同地点から三三度〇六分三〇秒の方向へ引いた線四・九ハ〇メートルの地点、同地点から三一四度四八分五九秒の方向へ引いた線四・九ハ一メートルの地点、同地点から三一六度三〇分二五秒の方向へ引いた線四・九ハ一メートルの地点、同地点から三一八度一一分三四秒の方向へ引いた線四・九ハ一メートルの地点、同地点から三一九度五三分一一秒の方向へ引いた線四・九ハ一メートルの地点、同地点から三二一度三四分五〇秒の方向へ引いた線四・九ハ〇メートルの地点、同地点から三二三四度五八分〇七秒の方向へ引いた線四・九ハ一メートルの地点、同地点から三二六度三九分五三秒の方向へ引いた線一・〇六ハメートルの地点、同地点から二五三度五八分一秒の方向へ引いた線一二・七〇五メートルの地点、同地点から三四一度四八分三五秒

の方向へ引いた線上一八・八三〇メートルの地点、同地点から三四一度四八分三五秒の方向へ引いた線上三一一・〇〇〇メートルの地点、同地点から三四三度二三分〇一秒の方向へ引いた線上三六・〇三九メートルの地点、同地点から三四一度四八分三五秒の方向へ引いた線上一五四・八五〇メートルの地点、同地点から三〇八度三三分二五秒の方向へ引いた線上五・三八〇メートルの地点、同地点から二五一度四八分三五秒の方向へ引いた線上八〇・〇〇〇メートルの地点、同地点から三五〇度〇六分二九秒の方向へ引いた線上一一・〇八六メートルの地点、同地点から三四一度四八分三五秒の方向へ引いた線上二〇・八三〇メートルの地点、同地点から二五一度四八分三五秒の方向へ引いた線上一八・二〇〇メートルの地点、同地点から二五六度二一分〇〇秒の方向へ引いた線上一三・五九三メートルの地点、同地点から二五一度四八分三五秒の方向へ引いた線上九・三〇〇メートルの地点、同地点から一六一度四八分三五秒の方向へ引いた線上一二・二五〇メートルの地点、同地点から一六一度四八分三五秒の方向へ引いた線上一・〇〇〇メートルの地点、同地点から二五一度四八分三五秒の方向へ引いた線上〇・五〇〇

メートルの地点、同地点から一六一度四八分三五秒の方向へ引いた線上六九・〇〇〇メートルの地点、同地点から七一度二三分〇二秒の方向へ引いた線上三・九五〇メートルの地点、同地点から一六一度四八分三五秒の方向へ引いた線上九一・五〇〇メートルの地点、同地点から二五一度四八分三五秒の方向へ引いた線上二・五〇〇メートルの地点、同地点から一六一度四八分三五秒の方向へ引いた線上一九一・〇〇〇メートルの地点、同地点から二五一度四八分三五秒の方向へ引いた線上一一・〇〇〇メートルの地点、同地点から一六一度四八分三五秒の方向へ引いた線上一七九・八三〇メートルの地点、同地点から一六一度四八分三五秒の方向へ引いた線上三四・九一〇メートルの地点、同地点から一一七度〇〇分一八秒の方向へ引いた線上一九〇・六二八メートルの地点、同地点から二〇度五一一分一七秒の方向へ引いた線上〇・五七〇メートルの地点、同地点から七二度五八分四七秒の方向へ引いた線上四一五・五五〇メートルの地点、同地点から三四二度五八分四七秒の方向へ引いた線上五五・五六〇メートルの地点と起点とを順次結んだ線によつて囲まれる土地五〇、六四九・六五平方メートル

(-)

名 称 千鳥町二号係船桟橋及び千鳥町三号係船桟橋

所在地 神奈川県川崎市川崎区千鳥町二七番地地先

構 造 連続鋼管矢板造及び鋼管杭・鉄筋コンクリート造

面 積 四、一〇六・七五平方メートル

(-)

名 称 千鳥町五号係船桟橋、千鳥町六号係船桟橋及び千鳥町七号係船桟橋

所在地 神奈川県川崎市川崎区千鳥町九番地一地先、二七番地地先

構 造 連続鋼管矢板造及び鋼管杭・鉄筋コンクリート造

面 積 一四、〇三四・三〇平方メートル

(-)

名 称 千鳥町一号係船岸壁のうち桟橋部分

所在地 神奈川県川崎市川崎区千鳥町二七番地地先

構 造 連続鋼管矢板造及び鋼管杭・鉄筋コンクリート造

面 積 六四八・四四平方メートル

(四) 名 称 一號上屋

所在地 神奈川県川崎市川崎区千鳥町二七番地

構造 鉄筋コンクリート造砂つきルーフインク葺平屋建

面積 二、〇〇〇・〇〇平方メートル

(五) 名称 二号上屋

所在地 神奈川県川崎市川崎区千鳥町二七番地

構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

面積 三、四三一・〇〇平方メートル

(六) 名称 三号上屋

所在地 神奈川県川崎市川崎区千鳥町二七番地

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建

面積 三、六〇〇・〇〇平方メートル

(七) 名称 四号上屋

所在地 神奈川県川崎市川崎区千鳥町二七番地

(+) 構造	所在地	構造	面積
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	神奈川県川崎市川崎区千鳥町二七番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	三、五〇〇・〇〇平方メートル
(+) 名称	(九) 名称	(八) 名称	
C号上屋	B号上屋	A号上屋	
所在地	構造	面積	
神奈川県川崎市川崎区千鳥町二七番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	八二八・一〇平方メートル	
(+) 面積			
一、〇八一・〇八平方メートル			

面 積 一、〇八一・〇八平方メートル

(+-) 名 称 D号上屋

所在地 神奈川県川崎市川崎区千鳥町二一番地

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

面 積 二八八・〇〇平方メートル

(+-) 名 称 い号上屋

所在地 神奈川県川崎市川崎区千鳥町二〇番地

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

面 積 八三五・三八平方メートル

(+-) 名 称 ろ号上屋

所在地 神奈川県川崎市川崎区千鳥町二〇番地

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

面 積 八三五・三八平方メートル